

平成18年10月から 障害福祉サービスが変わります

平成18年4月の「障害者自立支援法」の施行により、どの障害の人にも共通のサービスを地域において受けられるようになりました。

利用者負担の変更（1割負担）や自立支援医療は4月から始まっており、10月からは新しい障害福祉サービスが始まります。

地域生活支援事業

障害者・障害児

自立支援給付

自立支援医療

更生医療、育成医療、精神通院公費が一本化されました。

補装具費の支給

義手、義足、車いす、歩行器等の購入費又は修理費が支給されます。

介護給付

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 重度障害者等包括支援
- 行動援護
- 児童デイサービス
- 生活介護
- 短期入所（ショートステイ）
- 療養介護
- 共同生活介護（ケアホーム）
- 施設入所支援

訓練等給付

- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援
- 共同生活援助（グループホーム）

障害福祉サービスの利用のしかた

障害福祉サービスを利用するためには、事前の申請などの手続きが必要になります。まずは健康福祉課か相談支援事業者にご相談ください。介護給付と訓練等給付には、障害程度区分の判定が必要です。

地域生活支援事業の内訳

地域生活支援事業は、自立支援給付とは別に、地域や利用者の実情に応じて市町村が実施する事業です。詳細な内容や委託先のサービス事業者等は健康福祉課へお問い合わせください。

事業名	事業内容等	利用者負担
相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や関係機関との連絡調整を行います。3障害それぞれ相談支援事業者へ委託。 相談支援事業者 → 身体障害者等 こうのしま荘 ☎67-6114 知的障害者等 笠岡学園 ☎66-0848 精神障害者等 すみれ会 ☎63-4060	無料
コミュニケーション支援事業	手話通訳者の派遣、要約筆記者の派遣等を行います。	無料
日常生活用具給付等事業	ストマ用装具、特殊寝台、特殊マット等の給付や貸与を行います。	1割
移動支援事業	円滑に外出できるよう、移動を支援します。サービス事業者へ委託。	1割
地域活動支援センター事業	I型 精神障害者の創作的活動、生産活動の機会の提供等を行います。サービス事業者へ委託。	無料
	II型 身体障害者のデイサービスを行います。サービス事業者へ委託。	1割
	III型 知的障害者の創作的活動、生産活動の機会の提供等を行います。サービス事業者へ委託。	無料
知的障害者職親委託制度	知的障害者を一定期間、事業経営者等に預け、生活指導及び技術習得訓練等を行います。	無料
社会参加促進事業	スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障害者の社会参加を促進します。	無料
日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、介護している家族の一時的な休息を図ります。サービス事業者へ委託。	1割
経過的デイサービス事業	10月から他の事業に移行することが困難な障害者デイサービス事業所が、平成19年3月まで継続してデイサービスを提供します。サービス事業者へ委託。	1割